

平成 27 年 5 月 1 日

各 位

大阪市都市計画局
建築指導部建築確認課

建築基準法施行令第 70 条（柱の防火被覆）の取扱いについて

大阪市建築基準法取り扱い要領（平成 20 年 3 月）において、地階を除く階数が 3 以上の鉄骨造建築物の「一の柱」とは、1 階のすべての柱をいうこととしておりますが、今後は、「一の柱」とは 3 階建以上の建築物の 1 階から最上階までのすべての柱をいうものとしします。（構造については平成 12 年告示 1356 号による。）

つきましては、大阪市建築基準法取り扱い要領（平成 20 年 3 月）16 頁「2. 地階を除く階数が 3 以上の鉄骨造建築物の 1 階の柱の防火被覆について」は、本通知を以って廃止します。

なお、運用は平成 27 年 6 月 1 日から開始します。